

せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢の 障害等級認定基準の一部改正について



労災保険では、業務上又は通勤による負傷や疾病が治ったときに身体に一定の障害が残った場合に、その障害の程度に応じて、障害(補償)給付を支給することとしています。

障害の程度の判断にあたっては「障害等級表(労働者災害補償保険法施行規則別表第1)」に定めるいすれの障害に該当するかを認定する必要がありますが、そのための基準を定めたものが「障害等級認定基準」です。

このたび、「せき柱及びその他の体幹骨、上肢並びに下肢」の障害に関して、障害等級表及び障害等級認定基準の一部が改正されました。

このパンフレットでは、今回改正された事項のポイントをわかりやすく解説しました。

なお、新しい基準は平成16年7月1日以降に治ゆしたものから適用となり、それ以前に治ゆしたものについては、従前の基準が適用されます。